

[会議録]

会議名称	令和元年度第3回 市川市個人情報保護審議会
議題等	1 諮問事項 校内LANテレワークの実施に係る実施機関以外の電子計算組織との通信回線による結合について 2 報告事項 非識別加工情報提供制度の実施状況について
開催日時	令和元年12月24日(火) 13時30分 ~ 14時40分
開催場所	市川市役所仮本庁舎 5階 理事者控室
出席者	委員 奥川 貴弥(会長)、小島 千鶴、荻野 良江、伊与久 美子、小林 俊之、松原 いつ子、勝田 信篤
	事務局 [総務部] 大津部長、関 公文書管理担当理事、秋本次長 [総務部総務課] 増田課長、木村副参事、樋口主幹、小谷主査、朝倉主任
	説明課及び職員 [学校教育部] 小倉部長 [学校教育部義務教育課学校安全安心対策担当室] 石田室長、小柳副主幹、大根田主査 [学校教育部教育センター] 早川所長、久野主任
傍聴	<input checked="" type="checkbox"/> 可 (0 人) / <input type="checkbox"/> 不可
会議概要 ※詳細別紙	情報セキュリティを担保しつつ、ICTを最大限に活用し、柔軟な働き方を通して業務のさらなる改善につなげるため、校内LANテレワークを実施するに当たり、教職員の自宅に設置している電子計算組織と校務支援システムとの通信回線による結合について諮問した。 また、非識別加工情報提供制度に関して、制度の実施状況、令和元年11月18日に締結した非識別加工情報の利用に関する契約の概要及び利用事業者の概要について報告した。
配布資料	(1) 次第 (2) テレワークの実施について(概要) (3) 非識別加工情報提供制度の実施状況について(報告) (4) 実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の概要 (5) 利用事業者の概要
特記事項	配布資料(5)につきましては、法人に関する情報が掲載されており、公開することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、市川市公文書公開条例第8条第1項第2号アに該当するため、非公開としております。

[会議録]

別紙

令和元年度第3回 市川市個人情報保護審議会

【議長(奥川会長)】

それでは、令和元年度第3回市川市個人情報保護審議会を開催いたします。

はじめに、会議の公開についてであります。審議会の会議は「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」第6条により原則公開となっております。事務局にお伺いしますが、今回の審議内容に非公開情報は含まれているのでしょうか。

【事務局】

非公開情報につきましてはございません。

【議長(奥川会長)】

ありがとうございます。非公開情報はないとのことですので、会議を公開することとしてよろしいでしょうか。

【審議会委員】

異議なし。

【議長(奥川会長)】

それでは、会議を公開することとします。本日は、傍聴希望者はいないとのことですので、このまま会議を続けます。

【事務局】

諮問事案をご審議いただく前に、小倉 学校教育部長より諮問書を会長にお渡ししたいのですが、よろしいでしょうか。

【議長(奥川会長)】

認めます。

【小倉 学校教育部長】

よろしく願いいたします。

諮問事項。校内LANテレワークの実施に係る実施機関以外の電子計算組織との通信回線による結合について。

諮問理由。市川市教育委員会では、平成24年度に校務支援システムを導入する等、ICTの活用による業務改善に取り組んできました。

しかし、使用できる情報機器が、校内LANへの接続機器に限られるため、市川市立学校の教職員が終業後に家族の保育や介護等のため一旦帰宅し、同日中に校内に戻り校務支援システムを使用し情報処理を行う事例や、管理職の許可を得て、個人情報等のデータを持ち帰り、情報処理を

[会議録]

する事例も見られています。

このため、情報セキュリティを担保しつつ、ICTを最大限に活用し、柔軟な働き方を通して業務のさらなる改善につなげるため、校内LANテレワークを導入します。

このことから、審議会の意見を求めるものです。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ここで、小倉 学校教育部長は所用により退席させていただきます。

【議長(奥川会長)】

それでは、諮問書の交付を受けましたので、審議に入りたいと思います。

諮問事項「校内LANテレワークの実施に係る実施機関以外の電子計算組織との通信回線による結合について」、諮問実施機関から説明をお願いします。

【諮問実施機関】

学校教育部義務教育課学校安全安心対策担当室の石田と申します。よろしくお願いいたします。

諮問についてご説明いたします。A3版の資料、「テレワークの実施について(概要)」をご覧ください。

校内LANテレワークは、現在、学校で使用している校内LANシステムに、インターネットを使って、個人所有の私用端末からアクセスし、場所や時間にとらわれずに柔軟な働き方を可能にしていくものでございます。

しかしこの場合、児童生徒の成績や出欠席などの個人情報処理を行う校内LANシステムに、実施機関である教育委員会以外の情報機器からアクセスすることとなりますことから、市川市個人情報保護条例第12条第2号に基づき、審議会の意見を聴くものでございます。

では、テレワークの概要について、ご説明いたします。

まず、学校の現状ですが、教職員の業務は、授業や授業準備のほか、成績処理や生徒指導、部活動、保護者対応、学年・学級経営、調査回答事務など、多岐にわたっており、それぞれの業務が複雑化してきている近年におきましては、勤務時間内には業務が終了せず、平成28年度の国の教員勤務実態調査におきましても、前回調査の平成18年度に比べて、平日、土日ともに勤務時間が増加しております。

このため、教育委員会では、平成24年度に校務支援システムを導入して、ICTの利活用による業務改善に取り組んでまいりました。

校務支援システムは、「C4th」というシステムですが、児童生徒の出欠席や成績処理、健康診断票の作成や授業時数の管理などの、校務管理を行うもので、入力したデータは、例えば、名簿が出席簿に転記されるなど、関連する様々な機能や帳簿に2次利用され、集計等も効率的に行うことができるものでございます。

しかし、使用できる情報機器が、学校内の校内LAN接続端末に限られるため、教職員が家族の保育や介護等のために一旦帰宅し、その後もう一度学校へ戻って情報処理をする事例や、土日出勤をして情報処理をする事例が見られているところです。

また、管理職の許可を得て、個人情報等のデータを持ち帰り、情報処理をする事例も見られ、情

[会 議 録]

報リスクの面からも課題となっております。

このことから校内LANテレワークを導入し、「導入目的」にありますように、持ち帰り仕事による情報セキュリティ事故の危険性を減らすとともに、柔軟な働き方によって、個々の事情に合わせた業務改善へとつなげていきたいと考えております。

また、学期始めや成績処理の時期など、業務の集中する時期に多くの職員が土日に出勤している状況も改善され、通勤等を含めた負担感の軽減にもつながるものと考えております。

次に、運用についてご説明いたします。

運用に当たっては、校内LANテレワーク運用マニュアルを作成して、必要な要件及び手順を定め、安全かつ適切に運用できるようすることを考えております。

利用に当たっては、利用登録の申請をすることとし、校長が校内LANテレワーク制度を説明した上で、利用希望者が利用登録申請書を校内LAN管理者である学校教育部長へ提出し、許可を受けることといたします。

テレワークの実施に当たっては、職員が校長に申請して許可を得た日程のみとし、業務上やむを得ない場合といたします。

また、利用できる場所は、職員の自宅のみといたします。

実施に際しては、定期点検として、校内LAN管理者が、校内LANテレワーク利用登録者のテレワーク利用環境がマニュアルに違反していないかどうか、適宜、校内LANテレワーク自己点検チェックリストを使用した自己点検を行わせ、結果を提出させることといたします。

また、校長から指示のあった場合についても、チェックリストを使用した自己点検を行い、校長に提出するものといたします。

なお、各種法令や規定への違反があった場合には、千葉県教育委員会懲戒処分の指針に基づき、懲戒処分の対象となることを周知してまいります。

このため、実施に当たっては、校内LAN管理者は、利用登録者に対して、テレワークの申請手順や操作方法、情報セキュリティ対策や事故・問題発生時の対応などの研修を定期的実施することといたします。

次に、校内LANテレワークの仕組みについてご説明いたします。

テレワークは仮想デスクトップ方式を採用しております。職員が私用端末から校内LAN校務外部接続系の仮想端末にアクセスすることで、職員が学校で校務系端末を利用するときと同様の環境を利用可能とするとともに、校内LAN接続私用端末には校務に関する情報資産が保存されないようにするなどして、私用端末の紛失・盗難に対応するシステム面でのセキュリティ対策も行ってまいります。

これらは、本年度の新校内LANシステムの導入により、パソコン本体にデータを残さず、作成したデータはデータセンターに保管される「シンクライアント」という仕組みになることから可能となるものでございます。

これらのことから、市川市個人情報保護条例第12条第2号に基づき、ご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

なお、今後のスケジュールでは、令和2年2月より試行と記載していますが、今後、マニュアルの作成等、丁寧に環境を整えてから試行へと移行することとしており、必ず2月に予定するというものではございません。

[会 議 録]

以上でございます。

【議長(奥川会長)】

それでは審議いたします。ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

【松原委員】

よろしいでしょうか。何点かございまして、今ご説明いただいたことですが、まず「C4th」というのは校務管理のためのシステムという理解でよろしいでしょうか。また、「C4th」というのは全国的な名称なのでしょうか、それとも市川市だけの呼び方なのでしょうか。

【諮問実施機関】

教育センター所長の早川と申します。

いろいろな種類の校務支援システムがございまして、我々は株式会社EDUCOMという事業者が運営しております「C4th」というシステムを採用しております。「C4th」というのはシステムの名称です。近隣では、船橋市等の各学校で採用されているものです。

【松原委員】

わかりました。ありがとうございます。引き続きよろしいでしょうか。

資料に記載されている校内LANテレワークの仕組みの図の中に、「校務用PC」や「校務外部接続環境」とか、言葉が少し理解しにくいところがありましてお尋ねしたいのですが、「校務用PC」というのは、各学校に設置されているパソコンという意味で捉えてよろしいですか。

【諮問実施機関】

はい。それから、教員1人につき1台のパソコンを校務用パソコンとして配付しておりますので、この「校務用PC」というのは教員が使っているものが中心となります。

【松原委員】

各先生方に配布されているものも含むのですね。わかりました。ありがとうございます。

もう一つ、「学校管理用PC」という名称も記載されています。「市川市教育NW」と書かれているところの下に、「学校管理用PC以外は、ネットワークに接続しないと操作できず、データもPC本体には保存されません。」とあります。

これは、先程の説明にありましたように、新しいシステムによって、パソコン本体にはデータが保存されなくて、どこか別の大きなところで保存しているという理解でよろしいでしょうか。

【諮問実施機関】

はい。市川市教育委員会で契約しているデータセンターというものがございまして、そこに大きなサーバーがございまして。その中に、各学校のデータが収められているフォルダがございまして、そこに直接つながるということで、パソコン上にはデータが保存されません。パソコンはただそのデータを覗くためのものというような形になります。

[会 議 録]

【松原委員】

はい。わかりました。ありがとうございます。

そして、もう一つ、「校内LANテレワークの仕組み」の図から左側に戻っていただいて、「運用に向けて」の中に「※機密性3に該当するため、児童生徒の健康管理等は作業対象外。」と記載されていますが、「機密性3」というのはどういったレベルなのでしょうか。

【諮問実施機関】

はい。「機密性3」につきましては、情報漏えいした場合に甚大な被害を及ぼすものという位置付けになりまして、この場合、健康診断等の健康管理については「機密性3」になりますが、成績については「機密性2」というような判断になっております。

【松原委員】

すみません。「成績については」というところをもう一度教えていただけますか。

【諮問実施機関】

成績は「機密性2」に該当するので、成績についてはテレワークにて処理ができるのですが、健康管理等、健康診断に係る部分については「機密性3」に該当するため処理ができないということです。

【松原委員】

はい。わかりました。ありがとうございます。

校内LANシステムを使って、テレワークができるということをお聞きしまして、確かに先生方は本当にお忙しくて大変なところ、よく存じ上げております。個人情報保護という観点からいたしましたら、私は、漏えいのリスクは少ないというふうに考えているのですけれども、ただ成績ですと、お子さんの名前と成績が同じファイルで保存されてしまうと全部わかってしまうので、もし万が一漏えいしたときにどうなのだろうという危惧があります。

【議長(奥川会長)】

ほかにどうぞ。

【伊与久委員】

先程のご説明で、このシステムを開始する時期について仰ってましたけれど、新年度の4月からということよろしいですか。

【諮問実施機関】

あくまでも目標としているのが4月でございますが、今の流れでいきますと、おそらく4月からの施行になるのではないかと考えております。

[会 議 録]

【伊与久委員】

はい。わかりました。既に「校務用PC」を教員に1人1台配付されているということですね。テレワークを導入することによって、教職員の働き方改革というか、労務が軽減され、合理的、かつ、効率的に作業が進むのではないかと思います。

質問ですが、教員に配付された1台のパソコンが、この先生にとっては学校でも使えて、また家庭でも使えるということですか。

【諮問実施機関】

いいえ。「校務用PC」を家に持ち帰ることはできません。自宅にある個人所有のパソコンについて、それも事前に利用申請したパソコンを自宅でのみ使って、IDとパスワードを入力することによって接続することができるという状況になります。

【伊与久委員】

そうしますと、私としては、その自宅のパソコンの管理というのが不安に思うのですけれど、その教員以外の第三者が覗くとかそういうことはできないということによろしいですか。

【諮問実施機関】

実際に使用する場所を自宅に限定してやってまいりますので、他人に覗き見されるということではできるだけ防げると考えております。

【伊与久委員】

その辺りが何か、学校では安全であっても、自宅でそういう危険性が新たに生まれてしまうのではないかと思います。

それから、今回のこの事業、新しいシステム導入に伴う予算経費というのは特別にかかるのですか。

【諮問実施機関】

テレワークを行うことに対して特別な予算はかかりません。今回、校内LANシステムを入れ替えて、このシンクライアント方式ということにしたことによって、副産物としてテレワークが実施可能な環境ができたというように理解していただいてよろしいかと思います。

【荻野委員】

今のご説明では、使用できるのは自宅のみということですが、自宅でしか使えないという規定もあるし違反したときの罰則規定もあるのでしょうけれど、それは自分で管理するだけで、例えば、若い先生だったら実家へ帰ってからやるということもあるかもしれませんし、本当に自宅で使用されているのかどうかをチェックできる機能はないのでしょうか。やはり、段々慣れてくると出先で使うとか、便利なところで使うとか、そういったことがあると思うのですけれど、どうでしょうか。許可を得た日程のみ使用するというのも同じことだと思うのですけれど、その辺はどのようになっているのでしょうか。

[会議録]

【諮問実施機関】

まず、許可を得た日程のみにつきましては、実際に使用のログが残りますので、それを後から追うことによって検証は可能になるものと思います。

それから自宅のみでの使用というのは、マニュアルで規定をして個人管理となるものでございませぬけれども、万が一にもマニュアル違反があった場合には先ほど申し上げましたように信用失墜行為に該当する場合がありますし、むしろ研修を適宜行って、そういった意識を高めるということを考えております。

【小島委員】

委員の小島です。自宅からのアクセスがID、パスワード入力によってということなのですが、特にパソコンとか端末の認証をすることで許可されているものと違うところからのアクセスだったら拒否するとか、そういったことまでされているようなシステムなのでしょうか。

【諮問実施機関】

許可したパソコンにソフトをインストールする必要がある、インストールして初めて使えるようになりまして、それは複数のパソコンにインストールすることはできませんので、そこでも不祥事を防ぐことができると思います。

【小島委員】

わかりました。もう一ついいでしょうか。最近の事件で、生徒が成績を改ざんしたということがあったかと思うのですが、このシステムだとそういうことは可能なのでしょうか、理論的にどうか。

【諮問実施機関】

先程、資料の「校務外部接続環境」という言葉がわからないというようなご質問もございましたけれども、実は、今回の資料には掲載しておりませんが、この図の左側にもう一つ「学習接続環境」というものがございまして、「校務システム環境」、「校務外部接続環境」、「学習接続環境」という3つの環境に分けております。それで、生徒がアクセスできるのは、今回掲載していない「学習接続環境」にある生徒用のパソコン室のパソコンになりまして、そこだけは生徒が生徒のIDでアクセスすることができるということになっておりますが、「校務外部接続環境」に入っていくときには、教員のパソコンのID、パスワードがないと入っていけないということですので、教員のID、パスワードの管理をしっかりとすることがまず大事かと思っております。

それと、「校務外部接続環境」に入るときに、普段使っているID、パスワードのほかに今いろいろと話題になっております二要素認証という、もう一段階パスワードを入れるというシステムも併せて行っておりまして、それも「ワンタイムパスワード」と言いまして毎回パスワードが変わっていくものですので、生徒たちが成績の入っているところまでたどり着くことはできません。

さらに、「校務システム環境」に成績や個人情報保管されているのですが、「校務外部接続環境」から「校務システム環境」に上がるときに、またパスワードを入れるという厳重な環境を作っておりますので、お話のありました生徒が成績を改ざんしたと、そういったことを防ぐために今回インターネット分離をした環境を作っておりますので、そのような心配はないものと考えております。

[会 議 録]

【松原委員】

資料の「運用に向けて」のところに「校内LAN管理者(学校教育部長)」とありますが、どのような組織なのかわかっていなくてお聞きするのですが、これは、利用申請について教育委員会が管理するというので、各学校レベルでの管理ではないということですか。

【諮問実施機関】

各学校でそれぞれ利用申請書を書いてもらいまして、それを学校で集約をして教育委員会の方へ上げていただきます。教育委員会の方で評価したものをまた学校長を通して利用者の方にお返しするということをしております。

【松原委員】

わかりました。先ほどの小島委員のご質問についてのご回答に戻りますけれども、ワンタイムパスワードを使われるということなのですが、これは「校務外部接続環境」に入るときにワンタイムパスワードを使い、そして「校務システム環境」に入るときにもワンタイムパスワードを使うという理解でよろしいでしょうか。

【諮問実施機関】

「校務外部接続環境」に入るときのみになります。まず、それぞれの先生方が持っているIDとパスワードでログインをして、その後にもう一度、二要素認証ということでワンタイムパスワードを使うということになります。

【松原委員】

二要素認証というのはどういう字を書くのですか。

【諮問実施機関】

二つの要素と書きます。

【松原委員】

二つの要素ですね。わかりました。ありがとうございます。

【議長(奥川会長)】

私からもよろしいですか。

学校の先生が自分の生徒の家庭環境や、その子の性格、成績、そのような情報を記録することは絶対必要だと思います。自分のパソコンに入力して管理することは今でも可能なのでしょうか。

【諮問実施機関】

この11月から12月末ぐらいにかけて、もう全ての学校で新しい校内LANシステムに入れ替えがほぼ終了しておりますので、もうすでに各学校のほとんどがパソコン本体には何も保存できない状

[会 議 録]

態になっています。パソコンからデータセンターのサーバーの中の記憶する媒体のところに入っていくという、パソコン本体はキーボードが付いたテレビのようなものという形で、そこがデータセンターに繋がっていてデータセンターの中をいじるという形に、ほぼ全ての学校がなっております。

【議長(奥川会長)】

私が質問したいのは、先生自身のパソコンは一つかどうかわかりませんが、自分でいつでもそういった情報をパソコンに入力するおそれがあると思うのですが、自分のパソコンを持ち込むことは許されるのかという点です。

【諮問実施機関】

個人のパソコンですか。それは一切許可されません。

【議長(奥川会長)】

それならわかりました。

【勝田委員】

ダウンロードができないというだけで、目で見てメモすることはできますし、そうしている先生はおそらくいるのでしょうけれど、それはもう防げませんね。

【議長(奥川会長)】

それは防げないですね。メモするのと同じですからね。そのパソコンが盗まれてしまえば、やはり個人情報漏えいしてしまいます。それはわかりました。

【勝田委員】

プリントスクリーンによるハードコピーはできるのですか。それもできないのですか。

【諮問実施機関】

できません。

【勝田委員】

わかりました。

【議長(奥川会長)】

まだいくつかあるのですが、学校の先生の負担を軽減するといっても、実際問題、例えば試験を採点するという負担ですと、あまり効果はないですよ。成績を持ち帰ることは今でもやっているのではないのでしょうか。本当に、これは負担軽減になるのでしょうか。つまり、いくらかのコストをかけて、なおかつ、いろいろな個人情報が漏えいするのではないかというおそれを抱きながらやる理由があるのかということです。

[会 議 録]

【勝田委員】

大学の教員の立場から言わせていただくと、やはり一番危ないのは電車の網棚にノートパソコンや小さな記憶媒体のようなものを置き忘れることが一番恐いです。そのようなおそれがなくなって、自宅で作業できるということは、やはり教員としてはかなり有難いことと思います。

【諮問実施機関】

現在は、テスト等の紙媒体につきましても学校内で処理をすることを原則としておりまして、外や自宅に持ち帰るといったことは禁止しております。

【議長(奥川会長)】

そうですね。個人情報の漏えいとは直接関係ないのですが、今、会社でも自宅で勤務するようなことを一部やられていますけれど、当然それは労働時間に入るので、時間外手当の問題とかいろいろ起こると思いますが、それはきちんと管理できるのでしょうか。

【諮問実施機関】

まず、時間外手当につきましては、教職員には教職調整額ということで給料月額4パーセントが支給されておりまして、時間外手当が付きませんので、その点については問題ないかと思います。労働時間につきましては、現在も勤務時間外の時間を教育委員会の方で把握をいたしまして、適宜指導又は支援をしているところでございますが、テレワークをしている時間もそこに追加をして、総合的に労働時間を超えないよう把握いたしまして、適切に対応していきたいと思っております。

【議長(奥川会長)】

私はあまりこういったことに詳しくないのですが、もし、個人情報が漏えいするとしたら、そのようなケースをいろいろ事前に想定しないといけないと思います。実施機関で議論したときに、一番問題になるのは何でしょうか。つまり危惧されるリスクは何でしょうか。

【諮問実施機関】

まず、システム的には、先ほどご説明申し上げましたように、リスクはかなり低くなりますので、先生方に、自宅に限定して申請どおりの時間帯でやってもらう、マニュアルに沿った実際の業務をいかにやっていただくかということかだと思います。そうすれば、覗き見ですとか、リスクはかなり限定されますので。そのため、先生方の研修や校長からの指導等を繰り返し行うことで、何とかクリアしてまいりたいと考えております。

情報漏えいという意味では、正直に言って、現在もやむを得ず管理職の許可を得てUSBメモリーで情報を持ち帰って、家で成績の所見欄を入力したりということをやっている教員はおります。しかし、そういったことがなくなりますので、そのUSBメモリーの紛失による情報漏えいですとか、そういったリスクはこれまでに比べると格段に低くなる、ゼロに近くなるものと考えております。

【議長(奥川会長)】

そうしますと、悪いところは全然ないことになってしまいます。否定する理由がありません。

[会議録]

【勝田委員】

リスクが全くないということではないと思います。セキュリティを突破する技術というのはいくらでもあります。可能性は低くても、帰宅した先生がとても忙しいので、奥さんや旦那さんが代わりに採点をやっています、というはおそらく防げないと思います。

あとは、パソコンの場所ですけれど、ノートパソコンのIPアドレスで場所を判断しているのでしょうか。つまり、ノートパソコンを持ち運べば場所を変えても大丈夫なのか、それとも位置情報を判断して、違う場所に持って行った場合、それがきちんと連絡がいくようになっているのか。そこまでやってらっしゃるのかということ伺いたと思います。

【諮問実施機関】

そこまでのシステムは現在作っておりませんので、先ほどから申しておりますように、いかに教員がマニュアルを守れるかということが一番の懸念材料であるかと思えます。

【勝田委員】

そうすると、届け出たパソコンにインストールをして、その1台のノートパソコンはどこに持ち込んで仕事することもできますけれど、そうしないように教員の自戒を求めるという話ですか。わかりました。

【伊与久委員】

労働環境を改善できた上で個人情報漏えいのリスクをかなり低くできる方法だというのはよくわかりました。先生方への研修によって理解を求めて、先生方の精神面での判断というか、そういうところに対する期待感の中でリスクを担保していくということかと思うのですが、資料にあるように、「利用登録申請書に記入し、校内LAN管理者へ提出し、利用の許可を受ける」、「自己点検チェックリストに記入し、校内LAN管理者へ提出する」となっていますけれど、この部分でもう一つ物理的なチェックができればよいかと思えます。要するに、何か事件が起きた時の懲戒とか、そういう起きた後の厳しさよりも、起きる前の予防の部分をもう少し完璧に近いものにできないものかと思いました。

先程の話にあった自宅に帰って作業するというのも、パソコンそのものにはいろいろな個人情報、子どもの生活歴とか家庭の状況とか病歴とかが記録されないから、第三者は画面の覗き見などしない限り情報を見ることはできないということですが、自宅でシステムを使用した履歴は完全にチェックできるのでしょうか。

【諮問実施機関】

それはできます。いつ、誰が、どのくらいの時間使ったかということは記録が、ログが残りますので、管理者はそれをチェックすることができます。

【伊与久委員】

そうですね。そうであれば、そのチェックを事件が起きてからするのではなくて、常に行う当たり前の作業とすることで、先生方への研修との二本立てになって、完璧に近い形になるのではないかと

[会 議 録]

思って、安心感があるのですが。そういったことは、これからやっ払いこうというお考えなのでしょうか。

【諮問実施機関】

定期的にですが、その辺の研修や使用ログの確認はしていきたいと思っております。

【議長(奥川会長)】

先程の話にあったように、マニュアルを守っているかどうかが一番のポイントだと思いますので、年に何回か守るべき事項についてチェックする、個々の教員がチェックして教育委員会なり学校に出すような方法の方が重要なのではないのでしょうか。私もいろいろな仕事をしていて感じますが、皆さんわかっているのです。学校の先生だから知的水準もかなり高いわけですし、わかっているのだけどそれをやるかやらないかですから、やっているかどうかのチェックの方が重要な感じがします。

【小島委員】

先程のテレワークについても労働時間として把握するということとの絡みで、使用ログを定期的に確認して、労働時間としてどれくらいオーバーワークになっていないかとかそういう観点もあるとは思うのですけれど、そういうような形で、少なくとも、定期的には使用ログをチェックされる予定ということによろしいですか。

【諮問実施機関】

そうですね、基本的には毎月テレワークした教員については、事後申請になりますけれども、どれだけテレワークをやって、また学校での勤務時間がどれくらいかということは、総量として把握してまいります。それと併せて、具体的にどれくらいの頻度でやるかは決定しておりませんが、使用ログのチェックもやります。毎月の確認については、事後申請の方で管理してまいりたいと考えております。

【小島委員】

あともう一点、これは、ログインして一定時間操作がなかったら自動的にログアウトするというような設定には当然なっているのでしょうか。

【諮問実施機関】

はい。なっております。

【議長(奥川会長)】

他にご質問やご意見はありますか。

【松原委員】

個人情報保護の観点からは外れてしまうのですけれども、先生方はすごく忙しくて、次の世代を担う子どもたちを教育していただいている。やはり、先生のお仕事というのは、日中に、子どもたちと

[会議録]

どう触れ合って、そして連絡帳を通してご家庭とつながっていく、そういった仕事メインであるはずだと、私は個人的に感じています。成績の評価とかそういった事務処理を先生方に任せないで、もっと専門的な方に任せられるようなやり方ができれば、先生方は生身の子どもたちと触れ合ってどう教育するかっていうことに時間を割いていただけるというふうに感じています。このICTの時代に、本当に後ろ向きになってしまうのかもしれないですけども、先生方にそれを全部押し付けるのではなくて、他の専門的なスキルのある方とか、そういった人に任せるという方法もあるのではないかなと感じています。やはり、先生方が忙しすぎて、事務処理に時間を割かれてしまうことで、子どもたちと触れ合う時間がなくなるというのはすごく残念なことだと感じております。個人情報保護とは全然関係のないことですみません。

【議長(奥川会長)】

わかりました。ご意見ですから。

【勝田委員】

教員の立場として言わせてもらいますと、点数を入力するのはそれほど時間がかかりません。採点に時間がかかるのですけれど、それは事務職員さんに任せるわけにはいきません。所見をいろいろと書くとしても、それは事務職員さんには分からないので、教員が書かざるをえません。昔は、大学は事務職員と教職員とに分かれていますので、そうした情報処理は事務職員さんがかなりの時間をかけてやっていたのですが、今はもう教員が入力して、それがみなソフト上で運用されてデータとして出てくるというシステムになっていますので、基本的に、事務職員さんをお願いしてできることというのは、それほど多くはないと考えております。

【議長(奥川会長)】

他にご質問やご意見はありますか。

【諮問実施機関】

文部科学省では、働き方改革に伴いまして学校の業務を大きく3つに分けています。基本的には学校以外が担う業務と、本来学校の業務ですけれども必ずしも先生が担う必要がない業務と、本来教師の業務ですけれども負担軽減が可能な業務、この3つに分けておりまして、特に成績処理等については教師の業務ではありますが今後負担軽減が可能な業務として位置づけておりまして、その一つとしてICTの活用ということが挙げられております。以上でございます。

【議長(奥川会長)】

他にご質問、ご意見なければ、よろしいですか。それでは本件に関する質疑を終わります。

続いて、報告事項である「非識別加工情報提供制度の実施状況について」進めたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは資料3、非識別加工情報提供制度の実施状況について説明を始めたいと思います。資

[会議録]

料3、4、5をご覧ください。資料3が実施状況について、資料4が契約の概要、資料5が提案事業者の概要になります。よろしいでしょうか。

それでは説明を始めます。非識別加工情報提供制度を本年7月1日から実施、施行いたしまして、実際に提案がされました。具体的には、7月25日に、株式会社エクサウィザーズという事業者から事業提案についての相談を受けまして、10月28日に、提案書が提出されました。その後、11月11日に、同社に対してその提案に対して審査結果通知書を送付いたしまして、11月12日に、非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書が提出されました。そして、この度、11月18日に、非識別加工情報の利用に関する契約を締結いたしました。

今後の予定としましては、来年1月下旬ぐらいまでにデータ抽出と加工の完了をする予定でありまして、2月の下旬ぐらいまでに加工物が個人情報を漏えいしないような形になっていないかということの確認を完了し、3月下旬までに加工物を提供する予定であります。

先程説明いたしましたように、株式会社エクサウィザーズという事業者からの提案なのですが、この会社は、AIを活用したデータ解析を行う会社でありまして、今回は、本市の介護に関するデータを分析することで、本市の将来の介護費や医療費、要介護度の予測をするということで提案を受けました。なお、その分析結果を市にフィードバックしてもらえということで協議をしております。

資料4に戻っていただきたいのですが、今回、提案の対象となった個人情報ファイルにつきましては、「介護保険システム」、「健康管理システム」、「国保総合システム」、「市民税オンラインシステム」、という4つのシステムが対象となりました。対象者としては、介護サービス利用者13,000人分となります。これらのシステムにおける対象者13,000人のデータを非識別加工情報に加工しまして、提供し、解析してもらおうという形になります。利用目的としましては、先ほど申し上げましたように、介護費、医療費及び要介護度の予測となります。データを提供する期間につきましては、データの入手時から1年間としておりまして、実際には、データを貸して、1年間かけて解析してもらった後に返却してもらおうという形でやっていただくこととなります。今回、非識別加工情報は個人情報に該当しないのですが、個人情報を加工したデータということですので、安全管理をしっかりしてもらうため、個人情報保護法第39条に基づいて、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じてもらうこととなっております。

説明は以上です。

【議長(奥川会長)】

それでは、ご質問やご意見はありますか。

【伊与久委員】

わからないので教えていただきたいのですが、契約の概要についての資料に、個人情報ファイルの名称というのがあって、「介護保険システム」とか「健康管理システム」、「国保総合システム」、「市民税オンラインシステム」となっていて、事業者はこれらの個人情報ファイルから介護保険に関するデータの提供を受けて、それらを分析して将来の介護事業の在り方とか予測状況、介護行政の在り方などを提案していくという契約と理解したのですが、それでよろしいですか。

そうすると、これまでの介護行政については、どういった方法で情報の分析などを行っていたのでしょうか。

[会 議 録]

【事務局】

言葉が足りなくて申し訳ありません。「介護保険システム」などは現在使っているシステムの名称でして、これらの各システムの中に、市民の給付の状況とか、生年月日、性別、住所などいろいろな情報が入っております。この中から情報を抽出・加工して新たに非識別加工情報というものを作成した上で、その情報をAIが解析して今後の要介護度の予測、例えば、このような人が10年ぐらい経ったら要介護度が4になりますというような予測を立てる、そういったことをやりますという提案が出てきたということです。今回、事業者と締結した契約は、その事業を行うために、非識別加工情報を提供しますという契約になります。

【議長(奥川会長)】

他にも提案があったのでしょうか。そうだとしたら、この会社を選んだ理由は何でしょうか。

【事務局】

提案があったのは今回の事業者のみで、いくつかある会社の中からこちらを選んだということではありません。

【議長(奥川会長)】

そうですか。

【伊与久委員】

今まで、従来のシステムできめ細かく対応してきたけれど、今回の契約によって、将来に向けて、介護保険制度をより充実させるための新たなシステムを構築するのですか。

【事務局】

今回の契約としましては、あくまでデータを提供するというものです。システムにつきましては、今までどおり従来のシステムを使っていくことになるかと思えます。

【伊与久委員】

そうだとすると、市は、これまでどおり行政がやるべき介護保険に関する計画や事業を充実させていけばいいと思うのですが、今回、事業者と契約をして情報を提供することで、市にどういったメリットがあるのでしょうか。

【事務局】

介護保険の計画等は介護保険事業を所管する部署が今までどおり進めていくことかと思えます。今回は、提案事業者からAIによって分析した結果を市にフィードバックしていただけるということになっておりますので、まだ具体的には決まっておりますが、その分析結果を市の計画策定等に活用していければと考えております。

[会 議 録]

【小島委員】

分析結果をフィードバックしてもらえなくても、提案内容に問題がなければ提供するものなのですか。

【事務局】

はい。

【小島委員】

今回はたまたま提案事業者からフィードバックの話があったということですね。それであれば、別に断る理由もないですね。

【事務局】

はい。

【勝田委員】

フィードバックに対して、市は費用を支払うのですか。

【事務局】

支払いません。無償で提供していただくことになっています。

資料4の概要にも記載しておりますが、内閣府の「戦略的イノベーション創造プログラム」という事業に則って今回の提案事業を行うということでして、そういったこともございまして、本市にも分析結果をフィードバックしてくれるのではないかと考えています。

【勝田委員】

要するに、今までもシステムに基づく将来予測というのは市でやっていたのだけれど、それをより専門的なところでやって、しかもその結果を無料でフィードバックしてくれる、それはいいですね、ということですか。

【事務局】

はい。

【勝田委員】

わかりました。

【議長(奥川会長)】

他にご質問、ご意見ありますか。

【松原委員】

よろしいでしょうか。将来の要介護度の予測ということですが、そういった個々の要介護度という

[会 議 録]

のは日々の暮らしのいろいろな情報が非常に関わってくるかと思うのですけれども、そういう基礎データみたいなものは、この個人情報ファイルの中に含まれているのでしょうか。

【事務局】

はい。この中で、「健康管理システム」には、健診データ、身長とか体重とかそういったものが入っております。「国保総合システム」には、医療費や診療報酬明細というレセプトの点数とかそういったものが入っております。「市民税オンラインシステム」には、収入の情報が入っております。これらのデータを提供して、AIを使って分析をするということになっております。ただ、これらのシステムに、対象者13,000人全員のデータがあるかというところというわけではありませんで、例えば、国保総合システムですと、国民健康保険に入られてる方のデータしかありませんので、その分だけ提供することとなります。事業者からは、それでも分析はできるということで聞いております。

【小島委員】

提供するの過去何年分のデータになるのですか。

【事務局】

過去5年分です。

【議長(奥川会長)】

ご質問、ご意見等なければ、本日の質疑は終了したいと思います。よろしいですか。

それでは、本日の議事はすべて終了いたします。

最後に次回の日程について、事務局よりお願いいたします。

【事務局】

開催通知でご案内いたしましたとおり、次回審議会の開催日について日程調整をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【審議会委員】

異議なし。

(日程調整)

【事務局】

それでは、令和2年1月21日の午後1時半から開催ということでよろしいでしょうか。詳細につきましては、改めて開催通知にてお知らせさせていただきます。

また、後日、本日の会議に関する会議録を作成いたしますので、別途ご確認をお願いさせていただきますこととなります。なお、ご確認いただきました後、会議録を市のホームページにて開催する予定です。事務局からは以上でございます。

[会 議 録]

【議長(奥川会長)】

それではこれで閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会)